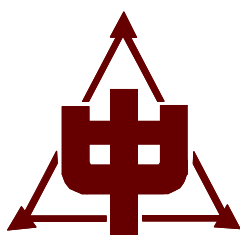


令和 5 年度

いじめ防止基本方針



— 目 次 —

I	いじめ問題に対する基本的認識	1
II	推進体制	2
III	いじめの未然防止のための取組	3
IV	いじめの早期発見に向けての取組	4
V	いじめに対する早期対応	5
VI	ネット上のいじめへの対応	6
VII	重大事態への対処	7

八幡浜市立松柏中学校

松柏中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本認識

平成8年1月25日に発生した本校2年生女子生徒の自殺事件は、本校教職員・生徒・保護者はもちろん、本校に関係する全ての人々に大きな衝撃を与えた。二度と同様の出来事を起こさないという強い決意で、松柏中学校再建の取組が始まって27年目を迎える。事件以降、「学級経営を基盤とした仲間づくりの推進」「生徒会活動の活性化による生徒の自治的能力の育成」「一人一人の声を大切にせる生徒指導の充実」に取り組んできた。特に、不登校といじめ問題の克服に向けては、「希望（のそみ）会<校内いじめ対策委員会>」や「松柏ブロック子育て推進の会」等が中心となり、学校・家庭・地域が一体となった取組を継続している。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。さらに、「どの生徒にも」「どの学校にも」起こりうる問題として捉え、日々継続して「未然防止」と「早期発見」に取り組んでいく。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」と「早期解決」に取り組んでいく。「けんか」「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の心身の苦痛に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

(2) いじめ防止対策の基本方針

- いじめが全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶するように対策を講じる。
- 全ての生徒がいじめを行わず、さらに他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題を克服することを目指す。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- 生徒と地域とのつながりを深めるため、「ふれあいあいさつ運動」「ふれあいクリーン作戦」等、積極的に取り組む。
- 校内いじめ対策組織を中心にいじめ防止対策の点検・見直しを行う。

※ 校内いじめ対策組織の構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担当部活動顧問、スクールカウンセラー、必要に応じて学校医

2 推進体制

いじめをなくすためには、学校・家庭・地域の関係者が、生徒の実態について情報交換を重ね、対策を協議する中で、生徒の健全育成に努めていく必要がある。

(1) 校内推進体制

ア 職員会での共通理解

- 定例職員会における、生徒指導上の共通理解並びに情報交換
- 校内研修における、いじめ問題をはじめとする生徒指導に関する計画的な研修

イ 生徒指導部会の運営

- 校務分掌における生徒指導部の役割分担の明確化
- 定期的な生徒指導部会の開催(職員会後)

ウ 生徒の実態把握

- いじめの早期発見と生徒の実態把握のための取組
- スクールカウンセラーとの連携

エ 生徒会活動の支援

- 生徒会への指導・助言
- 委員会活動の主体的な活動への支援

オ 人権サークル「プロGRESS」の活動を中心とした啓発活動の推進

- 人権集会の実施
- 松中団結宣言「人の嫌がることを、しない、言わない、見逃さない」の徹底
- 人権劇を基にした話し合いによる啓発活動

(2) 三層情報環流方式

ア 希望会(校内いじめ対策委員会)

本校の生徒を心身ともに健全に育てるため、地域の協力を得ながら、生徒たち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする学校づくりに努める。その目的を達成するために、教職員、保護者、地域関係者による「希望会(校内いじめ対策委員会)」を設置する。

イ 松柏ブロック子育て推進の会

松柏ブロックにおける全ての子供たちが、心身ともに健康に成長するために、地域が一体となっていじめ根絶のための活動を推進するとともに、子供たち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めるために、ブロック内の関係者による「松柏ブロック子育て推進の会」を設置する。

ウ 八幡浜市いじめ対策委員会

八幡浜市では、いじめ問題の解決のため、「八幡浜市いじめ対策委員会」が設置されている。松柏ブロック子育て推進の会の代表者が出席し、ブロック内の情報を提供するとともに、他のブロックからの情報を共有できる仕組みになっている。

(3) 職務別の役割

いじめ問題に組織的に対応していく上で、それぞれの職務に応じて任務を遂行していく必要がある。本校では、八幡浜市教育委員会作成の「いじめ問題ハンドブック」により、その任を定めていくこととする。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ問題・不登校対策年間計画

(2) 生徒指導全体計画

ア 教科指導と生徒指導との関連

教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育むことができるように努める。

(ア) 一人一人が主体的に活躍できる学習活動

目標・指導・評価の一体化により、「基礎・基本」の定着を目指した授業改善に努める。

(イ) 学力の定着と向上

- 「基本テスト」の計画的な実施
- 「松中 Me-Rise や放課後補充学習」の充実
- 長期休業中の補充学習の充実
- 朝読書の継続

イ 道徳科における生徒指導

道徳科の授業では、命の大切さについての指導を行うとともに、いじめは重大な人権侵害であるという認識を生徒が持つように指導していく。また、見て見ぬふりをすることは「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

ウ 特別活動・総合的な学習の時間等における生徒指導との関連

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体が取り組む。

(ア) 「松中団結宣言」を基盤にした活動

- 「プログレス」を中心とした人権啓発活動の推進
- いじめ問題について議論する「人権集会」の実施

(イ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

- 「あいさつふれあい運動」の推進(地域との連携)
- 「交流学习」「松柏ふれあいパーク」の実施(小学校との交流)
- 運動会、文化祭等、学校行事の充実

(ウ) 情報モラル教育の充実

- 「いのちの講座」の開催
- 端末を用いたネットいじめの実態と防止

(エ) 基本的な生活習慣の徹底

- 「松中生五つの誓い」の周知徹底
 - ※ 睡眠(休養)・運動(部活動など)・栄養(食事)を考えた生活習慣の確立
- ノーメディアデー(毎週月曜日)の実施
 - ※ ゲーム依存、ネット依存に陥らない生活習慣の確立

(3) 校内研修

ア 職員会での共通理解(職員朝礼・情報交換会での生徒情報の共有化)

いじめ問題に関する基本的認識、生徒を受容・共感していく態度、問題発生時における適切な対処方法について共通理解を図る。また、生徒の出すサインを見逃さないように努めること、学級担任が一人で抱え込まないこと等について話し合う。配慮を要する生徒については、詳細な情報交換を行う。

イ 生徒指導部会の開催

いじめ問題について組織的に対応していくために、必要に応じて生徒指導部会を開催する。生徒の現状を基に、今後予想される事態を事前に検討し、重点的に指導する。

ウ 校内研修による教師力の向上

いじめに対応するための教職員の力を高めるために、いじめ問題の本質、カウンセリング技能、情報モラル教育等について研修する。

(4) 評価

いじめ防止基本方針がきちんと機能しているかどうかを点検する活動として、下記のことを実施する。

ア 学校関係者評価の活用

教職員・生徒・保護者のアンケート結果を基に、学校のいじめ防止対策が機能し、いじめ問題の未然防止が適切になされているかどうかを評価する。

イ 希望会(校内いじめ対策委員会)の活用

希望会において、いじめ問題についての学校の現状を紹介し、適切な助言をいただき、改善策を検討する。また、そこで出された意見を「松柏ブロック子育て推進の会」で紹介し、広く意見を求める。

4 いじめの早期発見に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために

いじめをできる限り早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、個々の教職員の気づきや発見を共有し、日頃から教職員と生徒、教職員と保護者の信頼関係を築き上げておくことが大切である。いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さない能力を身に付けておくことが肝要である。

(2) 早期発見のための手立て

ア 日常的な取組

(ア) 日々の観察

休憩時間や清掃時間、放課後等の生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教師がいる」ことを合い言葉に、声掛け、巡視を行う。

(イ) 日記指導

学級担任と生徒の間で交換される「あゆみ」を活用し、生徒からの情報を得るように心掛ける。内容によっては教育相談や家庭訪問等を行う。

(ウ) 情報交換会の充実

毎朝行われる職員朝礼の生徒情報の交換を充実させ、生徒の状況を全教職員で共有し、同一歩調で指導・支援に当たる。

イ 教育相談活動

日常的な教育相談活動を充実させるとともに、定期的な教育相談活動を行う。スクールカウンセラーとの教育相談活動を積極的に進める。

ウ いじめに関するアンケート

次に掲げる二つのアンケートを定期的に行い、いじめの早期発見に努める。

① 「学校生活調査」(生徒対象)

② 「学校評価アンケート」(生徒・保護者・教職員対象)

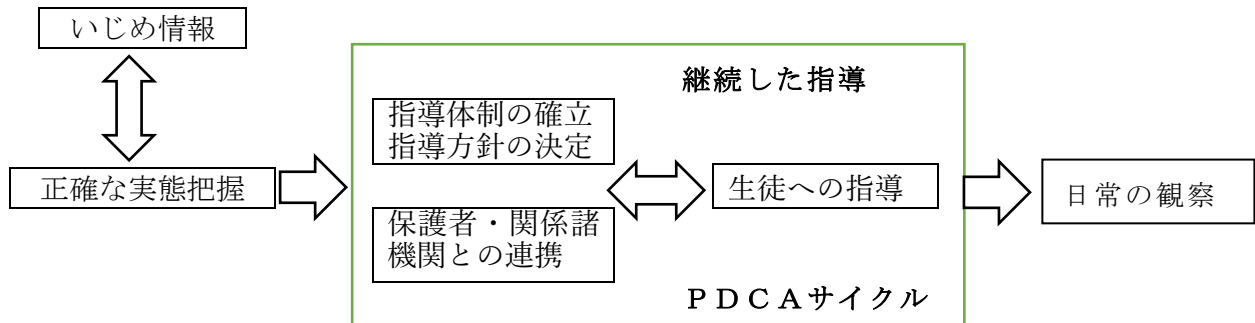
エ その他

HPや学校だより、学級通信を用いて、早期発見への協力を呼び掛ける。

5 いじめに対する早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、教職員等が迅速に対応することが求められる。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に考えて指導し、解決に向けて組織的に対応する。保護者と連携を図るとともに、必要に応じて関係機関とも連携し、いじめの早期解決に向けて全力で取り組む。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。その際、いじめられた生徒・通報した生徒を守ることを最優先する。次に速やかに管理職に報告する。校長はいじめ対策組織を立ち上げ、事実の確認と情報の共有、対応策の検討を行う。

(3) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた生徒への対応

(ア) 生徒に対して

- 事実確認を行い、つらい気持ちを受け入れ、共感的な対応をする。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てるように話をする。
- 自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- スクールカウンセラーに心のケアを依頼する。

(イ) 保護者に対して

- 家庭訪問を行い、事実を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝えて、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に理解する。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向かって継続的に取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の様子に注意していただくよう依頼し、些細なことでも連絡を取り合うことを確認する。

イ いじめた生徒への対応

(ア) 生徒に対して

- いじめた気持ちや状況等について確認し、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることを理解させる。相手の気持ちについて十分に考えさせる。

(イ) 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、より良い解決を図ろうとする思いを共有する。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを説明し、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を共に考え、具体的な助言をする。

(ウ) 周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題に留めず、学級及び学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(エ) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、日常を注意深く観察し、必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談や日記指導等を通して、その後の状況の把握に努める。
- スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、いじめられた生徒といじめた生徒の心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための取組を洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりに努める。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、ネットいじめの防止に努める。

(1) 未然防止のために

ア 情報モラル教育の推進

技術・家庭科や学級活動の時間等を活用して、次のことについて指導を行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みを原因としたトラブルが、被害者の自殺等につながる重大な犯罪を招く危険性があること。
- 一度流出した情報は、二度と回収できないこと。

イ 保護者との連携

パソコンやスマホ等の情報端末を管理するのは家庭であることを理解していただき、フィルタリングやルールづくりを依頼する。また、次のことについて積極的に保護者を啓発するように努める。

- ネット依存が大きな問題となっており、場合によっては入院治療が必要なこと。
- ネットによるいじめは、重大な犯罪であること。
- ネットトラブルが起こった場合は、速やかに学校に連絡をすること。

(2) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対処方法を保護者や生徒に指導しておく。また、学校や家庭だけで解決が困難な場合には、警察等の専門機関と連携する。さらに、被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは？

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは？

年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する。いじめられて重大事態に至ったと生徒や保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を、速やかに八幡浜市教育委員会に報告する。

イ 「学校いじめ対策組織」を開催し、速やかに被害生徒及びその保護者、加害生徒及びその保護者に調査方針を示す。

ウ 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

エ 八幡浜市教育委員会との協議を行い、警察等の関係諸機関への報告を行い、連携を図る。

オ マスコミに対応する際には、対応窓口を明確にし、誠実に対応する。説明内容については、事前の保護者の了解を得るように努める。

カ 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関連機関や弁護士等の専門家を交えて協議し、早期の解決を目指す。

付則

この基本方針は、平成26年1月より運用する。

平成29年8月25日一部改正

令和元年5月21日一部改正

令和3年5月28日一部改正

令和5年5月8日一部改正